平成 16 年 4 月 21 日

熊本県知事 潮 子 谷 義

熊本県行政評価室設置規程

(設置)

- 第1条 県の行政活動について政策、施策及び事業の各段階で評価する行政評価を推進す るため、総合政策局企画課に行政評価室(以下「室」という。)を置く。 (分掌事務)
- 第2条 室は、行政評価に係る企画、調整及び推進に関する事務を分掌する。 (職員)

- 第3条 室に、室長及び必要な職員を置く。 2 室に、課長補佐を置くことができる。 3 室に、主幹及び参事を置くことができる。 (職務)
- 第4条 室長は、総合政策局企画課長の命を受け、事務を統轄し、所属の職員を指揮監督 する。
- 課長補佐は、上司の命を受け、担任事務を処理する。
- 主幹及び参事は、上司の命を受け、担任事務を処理する。 (専決及び代決)
- 第5条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程(昭和36年熊本県訓令甲 第29号)第8条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、企画課長が専決 する。
- 前項の企画課長専決事項について、企画課長が不在のときは、室長が代決することが できる。
- 第1項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ企画課長が指定した事 項については、室長が専決することができる。 (庶務)
- 第6条 室の庶務は、総合政策局企画課において行う。 (雑則)
- 第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。 則

この訓令は、平成16年4月21日から施行する。